

3 特別会計

国民健康保険事業費(歳入) 環境市民局 国民健康保険料の推移(現年度分)

(単位:千円)

項目	平成20年度決算額			平成21年度決算額			平成22年度決算額			平成23年度当初予算			平成24年度当初予算			対前年度増減		
	調定額	収入率	収入額	調定額	収入率	収入額	調定額	収入率	収入額	調定額	収入率	収入額	調定額	収入率	収入額	調定額	収入率	収入額
国保料	12,938,132	85.6	11,076,684	12,859,797	85.0	10,933,224	12,658,258	85.9	10,871,073	12,307,400	88.0	10,830,511	11,782,175	88.0	10,368,314	△ 525,225	-	△ 462,197

環境市民局

【款：総務費 項：総務管理費 目：一般管理費】

《被保険者数の推移》

(単位:人)

被保険者数	20 決算	21 決算	22 決算	23 当初	23 決見	24 当初
一般被保険者	134,488	131,992	129,385	126,679	125,766	123,000
退職被保険者等	6,245	6,361	6,716	6,970	7,836	8,464
合 計	140,733	138,353	136,101	133,649	133,602	131,464

《世帯数の推移》

(単位:世帯)

世 帯 数	20 決算	21 決算	22 決算	23 当初	23 決見	24 当初
一般被保険者	78,251	77,468	76,258	75,265	75,775	74,684
退職被保険者等	4,130	4,320	4,589	4,849	4,218	4,623
合 計	82,381	81,788	80,847	80,114	79,993	79,307

- (1) **給付関係事務経費** 15,049
 高額療養費等の給付に関する事務経費 (19,440)
- (2) **資格賦課関係事務経費** 33,174
 被保険者に対する保険料決定通知・保険証の送付等の資格賦課に関する事務経費 (31,348)
- (3) **保険料収納関係事務経費** 91,754
 口座振替等に係る収納業務、短期証・資格証明書の交付等の保険料収納に関する事務経費。電話催告業務を含む徴収専門業者への委託をインセンティブ方式で継続する。また、平成 24 年 10 月から、窓口を設置したモバイル端末にキャッシュカードを通すことにより、銀行との間で口座振替契約が完了する「ペイジー口座振替受付サービス」を導入し、市民サービスの向上を図るとともに、口座振替加入率を高め収納率の向上を目指す。(79,028)
- (4) **電算入力委託事業費** 9,497
 事務の適正化及び合理化を図るため、診療報酬データのパンチ入力及び磁気テープの作成等について委託する。(10,591)
- (5) **国民健康保険システム整備事業費** 9,165
 住民基本台帳法の一部改正及び扶養控除見直しに伴う調整控除の創設に対応するため、国民健康保険システムの改修を行う。(43,814)
- (6) **近畿都市国民健康保険者協議会等負担金** 23
 近畿都市国民健康保険者協議会会費 (47)
 事業の運営改善を図るため、参加都市の事務研究を行い保険事業の健全な運営と発展に資する同協議会に対し会費を支出する。
 その他兵庫県国民健康保険団体連合会阪神支部負担金

【款：総務費 項：総務管理費 目：連合会負担金】

- (7) 兵庫県国民健康保険団体連合会負担金 3,873
 診療報酬の審査支払業務、その他国民健康保険事業に関する調査研究等、保険者の共同目的を達成するために必要な業務を行う同会に対して負担金を支出する。 (3,945)

【款：総務費 項：総務管理費 目：収納率向上特別対策費】

- (8) 収納率向上特別対策事業費 2,683
 事業の健全な運営を確保するため、口座振替の勧奨や保険料収納についての広報等を行うことにより、収納率の向上を図る。 (3,148)

《収納率の推移（現年度）》

	20 決算	21 決算	22 決算	23 当初	23 決見	24 当初
収 納 率	85.61%	85.02%	85.88%	88.00%	85.06%	88.00%

- (9) 資格賦課関係事務事業費 1,339
 保険未加入者の調査及び事業所等への協力依頼、所得未申告世帯への簡易申告書送付等を行うことにより、事業の円滑な運営を確保する。 (1,283)

【款：総務費 項：徴收費 目：滞納処分費】

- (10) 滞納処分経費 6,827
 保険料未納者に対して督促・催告を行うことにより、未納保険料の納付を促し、収納率向上及び負担の公平を図る。 (7,053)

【款：保険給付費 項：療養諸費 目：一般被保険者療養給付費】

- (11) 一般被保険者療養給付費 30,085,979
 一般被保険者の疾病、負傷に関して療養の給付を行う。 (30,512,628)

【款：保険給付費 項：療養諸費 目：退職被保険者等療養給付費】

- (12) 退職被保険者等療養給付費 2,388,103
 退職被保険者等の疾病、負傷に関して療養の給付を行う。 (1,805,677)

【款：保険給付費 項：療養諸費 目：一般被保険者療養費】

- (13) 一般被保険者療養費 679,828
 一般被保険者が保険証を所持していない場合で、緊急かつやむを得ない理由があると認められるもの等について、申請に基づき償還払で療養費を支給する。 (729,359)

【款：保険給付費 項：療養諸費 目：退職被保険者等療養費】

- (14) 退職被保険者等療養費 47,559
 退職被保険者等が保険証を所持していない場合で、緊急かつやむを得ない理由があると認められるもの等について、申請に基づき償還払で療養費を支給する。 (30,212)

【款：保険給付費 項：療養諸費 目：審査支払手数料】

- (15) 審査支払手数料等 87,736
 診療報酬の審査支払に関する事務を国保連合会に委託することにより、審査の適正と支払の迅速化を図る。 (99,423)

【款：保険給付費 項：高額療養費 目：一般被保険者高額療養費】		
(16)	<u>一般被保険者高額療養費</u> 一般被保険者の療養に要した費用が著しく高額であるときに、一部負担金として支払った額の一部を支給することにより被保険者の負担を緩和する。	3,580,091 (3,965,305)
【款：保険給付費 項：高額療養費 目：退職被保険者等高額療養費】		
(17)	<u>退職被保険者等高額療養費</u> 退職被保険者等の療養に要した費用が著しく高額であるときに、一部負担金として支払った額の一部を支給することにより被保険者の負担を緩和する。	339,451 (140,866)
【款：保険給付費 項：高額療養費 目：一般被保険者高額介護合算療養費】		
(18)	<u>一般被保険者高額介護合算療養費</u> 一般被保険者の医療保険と介護保険の自己負担限度額を合算して、一定の限度額を超える額を支給することにより被保険者の負担を緩和する。	1,211 (1,435)
【款：保険給付費 項：高額療養費 目：退職被保険者等高額介護合算療養費】		
(19)	<u>退職被保険者等高額介護合算療養費</u> 退職被保険者等の医療保険と介護保険の自己負担限度額を合算して、一定の限度額を超える額を支給することにより被保険者の負担を緩和する。	4 (4)
【款：保険給付費 項：移送費 目：一般被保険者移送費】		
(20)	<u>一般被保険者移送費</u> 一般被保険者が、疾病、負傷等により移動が困難になり、医師の指示により移送された場合の経費を支出する。	100 (100)
【款：保険給付費 項：移送費 目：退職被保険者等移送費】		
(21)	<u>退職被保険者等移送費</u> 退職被保険者等が、疾病、負傷等により移動が困難になり、医師の指示により移送された場合の経費を支出する。	100 (100)
【款：保険給付費 項：給付諸費 目：出産育児一時金】		
(22)	<u>出産育児一時金</u> 被保険者が出産したとき、申請に基づき出産育児一時金として 42 万円（産科医療補償制度の対象とならない場合は 39 万円）を支給する。	253,680 (255,780)
【款：保険給付費 項：給付諸費 目：葬祭費】		
(23)	<u>葬祭費</u> 被保険者が死亡したとき、葬祭を行う者に対し、申請に基づき葬祭費として 3 万円を支給する。	22,200 (25,050)
【款：保険給付費 項：給付諸費 目：結核・精神医療付加金】		
(24)	<u>結核・精神医療付加金</u> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条の 2、障害者自立支援法第 58 条の公費承認医療費について、費用額の 5%を支給する。	28,283 (26,093)

【款：後期高齢者支援金等 項：後期高齢者支援金等 目：後期高齢者支援金等】

(25) 後期高齢者支援金等 6,671,422
 後期高齢者医療制度に係る経費を賄うため、各医療保険者の被保険者数に応じた支援金を社会保険診療報酬支払基金に支出する。 (6,087,538)

【款：前期高齢者納付金等 項：前期高齢者納付金等 目：前期高齢者納付金等】

(26) 前期高齢者納付金等 7,537
 65歳以上75歳未満の被保険者に係る給付費について、保険者間の前期高齢者の負担の不均衡を調整する制度で、納付金を社会保険診療報酬支払基金に支出する。 (17,674)

【款：老人保健拠出金 項：老人保健拠出金 目：老人保健拠出金】

(27) 老人保健拠出金 695
 老人医療に係る経費を賄うため、老人加入者調整率に応じた拠出金を社会保険診療報酬支払基金に支出する。 (4,722)

【款：介護納付金 項：介護納付金 目：介護納付金】

(28) 介護納付金 2,815,231
 介護保険第2号被保険者のうち、国民健康保険加入者分の納付金を社会保険診療報酬支払基金に支出する。 (2,530,366)

【款：共同事業拠出金 項：共同事業拠出金 目：共同事業拠出金】

(29) 高額医療費共同事業拠出金 1,495,019
 高額医療の発生による保険者の財政運営の不安定を緩和するため、80万円を超える医療費について、拠出金を国保連合会に支出する。 (1,310,576)

【款：共同事業拠出金 項：共同事業拠出金 目：共同安定化事業拠出金】

(30) 保険財政共同安定化事業拠出金 5,273,176
 県内の市町国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、30万円を超えて80万円以下の医療費について、拠出金を国保連合会に支出する。 (5,176,906)

【款：保健事業費 項：特定健康診査等事業費 目：特定健康診査等事業費】

(31) ヘルスアップ尼崎戦略事業費 555,440
 「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健診・特定保健指導を実施 (631,374)

するとともに、生活習慣病が重症化する恐れのあるハイリスク者に対し、独自の健診・保健指導を行い、短期的な医療費適正化を目指す。

さらに中長期的な医療費適正化を目指し、11、14歳及び16～39歳に対し生活習慣病予防健診、保健指導を行う。

また、あらゆる機会を通じて、健診受診率向上や、より若年からの正しい生活習慣の定着等を目指す。

特定健診・特定保健指導(法定)
 生活習慣病予防健診・保健指導



保健指導実施風景

拡充 CKD・血管病予防対策事業

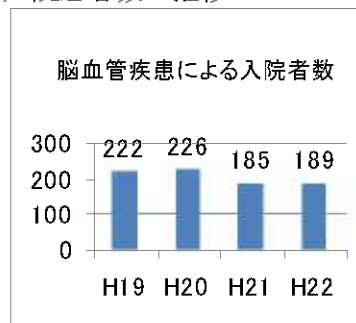
従来のハイリスク健診を、CKD(慢性腎臓病)及び心筋梗塞や脳卒中などの血管病の発症を確実に予防することに特化し、保健指導効果を上げるための健診及び継続支援を行う。

《特定健診等受診率》

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
目標			40%	50%	60%	60%	65%
実績	19%	24%	42.3%	35.6%	32.9	※	
健診受診者数	18,194	23,477	38,274	33,201	36,645		
保健指導者数	3,771	11,931	31,339	29,662	27,220		

※23年度実績は37%程度の見込み

《心筋梗塞・脳血管疾患による入院患者数の推移》



※尼崎市国民健康保険各年5月診療分レセプトより



特定健診実施風景

拡充 ヘルストrend事業

医療費適正化効果の評価及び事業の再構築に生かすため、医療費の通年分析を実施するとともに、尼崎市国民健康保険特定健康診査等第2期計画を策定する。

ヘルスアップアプローチ事業

健診受診率の向上に向けた啓発等を行うとともに、「生活習慣病予防ガイドライン」に基づいて、ヘルスアップ健診事業による生活習慣改善が継続するよう学習の機会を提供する。

【款：保健事業費 項：保健事業費 目：保健事業費】

- (32) **保健予防活動費** 307
 被保険者に対する啓発、協力体制の確立により、被保険者の健康意識を高め、(307)
 事業の健全な運営に資する。
- (33) **医療費通知経費** 18,532
 被保険者に医療費の金額等を通知することにより被保険者の医療費に対する意識を高め、事業の健全な運営に資する。 (18,121)
 実施回数 6回

- (34) あんま・マッサージ・はり・きゅう施術費 24,001
 被保険者のあんま・マッサージ・はり・きゅうの施術費の一部助成を行う。 (26,311)

利用回数 1人年間12回

単価 1回当たり 大人1,000円、小人500円

《助成件数》

(単位:件)

	20 決算	21 決算	22 決算	23 当初	23 決見	24 当初
大 人	32,362	26,021	24,248	26,300	24,088	23,973
小 人	120	85	46	21	61	56

【款：諸支出金 項：諸費 目：分担金及び負担金】

- (35) 尼崎市鍼灸マッサージ師会等補助金 576
 事業の円滑な運営を図るため、尼崎市鍼灸マッサージ師会等に補助金を支出する。 (576)

【款：諸支出金 項：諸費 目：一般被保険者償還金及び還付加算金】

- (36) 一般被保険者保険料過誤納金還付金 33,622
 一般被保険者の過誤納となった保険料の還付を行う。 (33,622)

【款：諸支出金 項：諸費 目：退職被保険者等償還金及び還付加算金】

- (37) 退職被保険者等保険料過誤納金還付金 2,824
 退職被保険者等の過誤納となった保険料の還付を行う。 (2,824)

【款：予備費 項：予備費 目：予備費】

- (38) 予備費 1,000
 予備費 (1,000)

